

令和5年度 市民懇談会

市民懇談会にお越しいただきありがとうございます。

有意義な懇談会とするため、以下の点についてご理解いただきますようお願いいたします。

- ・お持ちの携帯電話などは、電源を切るか、マナーモードに切り替えてください。
- ・懇談会の内容は、記録のため録音させていただきます。また、広報かものがわやホームページへの掲載、報道関係への記者提供などのため、職員が会場を撮影させていただきます。
- ・質問は、1人1問、5分以内とさせていただきます。
- ・時間に余裕がある場合は、すでに質問した方の再質問を受け付けます。
- ・質問できなかった方から事後質問を受け付けます。回答は、ホームページに掲載します（個人情報は、公開しません）。

次第

- 1 開会
- 2 挨拶 鴨川市長 長谷川孝夫
- 3 施策などの報告
 - (1) 鴨川市のまちづくりについて・・・2～11 ページ
 - (2) 城西国際大学安房キャンパス跡地の活用の進捗について・・・12～14 ページ
 - (3) (仮称)江見公民館の整備計画(案)について・・・15～19 ページ
- 4 質疑・応答
- 5 閉会

(1) 鴨川市のまちづくりについて

1 はじめに

新型コロナウイルス感染症がようやく沈静化しつつある一方、ロシアによるウクライナ侵攻や国際的な原油価格の上昇、円安などにより、エネルギー・食料品価格等の高騰が続き、日常生活や経済活動に重大な影響が生じています。

一方、急速に進行する少子化に対し、我が国は社会機能を維持できるかどうかの瀬戸際と呼ぶべき状況に置かれているとされ、本市もまた、同様の状況にあります。

このような状況を踏まえ、ポスト・コロナにおける取り組みを推進するとともに、本市の将来を見据え、新しい鴨川づくりの着実な進展、妊娠・出産・子育ての切れ目のない支援の拡充に重点的に取り組んでいきます。

2 重要施策

(1) 新しい鴨川づくりに向けた取り組み

ポスト・コロナを見据えた長期的な展望のもとで、希望が溢れ、誰もが豊かさを実感できる「新生鴨川」を実現するため、懸案事項を解決するとともに、地域活性化に向けたプロジェクトの具現化を図ります。

① 懸案事項の解決

・城西国際大学観光学部の跡地活用

早期に跡地の有効活用による地域活性化を図ることができるよう、大学と利活用候補事業者の審査・選定作業を進めるとともに、市への土地の返還に向けて継続的に協議します。

・統廃合により遊休化した施設の活用

小・中学校、幼稚園、保育園の統廃合などにより遊休化した施設の活用に向け、地域からのご要望を踏まえ、改めて施設の活用方針を検討するとともに、旧江見小学校の活用、空き施設の処分を進めます。

・公民館等の再編

公民館等再編方針に基づき、公民館の移転・複合化や、再編に伴う利用者および団体等の利用調整など、配置の適正化に向けた取り組みを進めます。

・学校施設等の適正配置の検討

学校適正規模等検討委員会において、鴨川地区の小学校および認定こども園の適正配置について検討を進めます。

② 地域活性化に向けたプロジェクトの推進

・スポーツ施設の充実

総合運動施設の機能強化、拡充を図るため、陸上競技場敷地内において（仮称）交流棟の整備を進めます。

・小湊さとうみ学校の運営

今年4月から、指定管理者（一社）ウェルネススポーツ鴨川による運営に移行し、宿泊施設としての供用を開始しました。今後も周辺地域の魅力を生かした取り組みとともに、利用の促進に努めます。

・海辺の魅力づくりの推進

魅力体験広場で整備が進められていた商業施設「Kamogawa SEASIDE BASE（カモガワシーサイドベース）」が、今年4月にオープンしました。さらなる賑わいの創出に向け、海辺のグランドデザインを策定し、旧市民会館跡地およびその一帯の利活用に向けた取り組みに着手します。なお、旧市民会館および旧芝浜プールについては、来年度にかけて解体工事を実施します。

・太海フラワー磯釣りセンターの跡地活用

地元の方々のご意見を伺いながら、地域の活性化に向けた活用方策を検討するとともに、老朽化した施設の解体に向けて設計を実施します。

・新たな市民会館の方向付けのための検討

施設整備に向けた道筋をつけるための検討を進めます。

（2）妊娠、出産、子育ての切れ目のない支援の拡充

国における「こども家庭庁」の発足に歩調を合わせ、国による子育て世帯を支援するための施策を速やかに取り入れ、子ども・子育て支援の拡充を図ります。

- ・国の出産・子育て応援交付金を活用し、妊娠期から出産・子育てまでの伴走型支援と、経済的な支援を一体的に実施
- ・第3子以降の児童生徒の学校給食費無償化
- ・子ども医療費助成の拡充の検討
- ・子ども家庭総合支援拠点と、子育て世代包括支援センターの機能を併せもつ「こども家庭センター」を総合保健福祉会館に設置

(3) 物価高騰対策、新型コロナウイルス感染症対策

コロナ禍でのエネルギー、食料品価格、飼料・肥料価格、物価高騰などの影響を受けている方を支援するため、各種給付金、支援金を支給します。

また、昨年度に引き続き、新型コロナ対策室を設置し、国等の動向に応じてワクチン接種などを実施します。

- ・低所得世帯、子育て世帯への給付金
- ・飼料高騰重点支援金
- ・肥料等価格高騰重点支援金
- ・漁業重点支援金
- ・中小企業等エネルギー価格高騰対策支援金

3 主要な施策・事業

(1) 活力ある産業のまちづくり

コロナ禍や物価高騰の中、地域経済・産業の活性化を図り、ウィズ・コロナ、ポスト・コロナにおける「稼ぐ力」を増進し、活力ある地域社会の形成に向けた取り組みを進めます。

① スポーツを通じた地域の活性化

スポーツ施設の充実のほか、千葉ロッテマリーンズとの交流の継続、オルカ鴨川FCとの連携による取り組みなどを進めます。

また、さまざまな年代の方を対象とするスポーツアクティビティの企画・実施を通じて、スポーツの習慣化の促進や健康増進、運動能力の向上に取り組めます。

- ・プロスポーツのキャンプ、試合などの誘致
- ・スポーツツーリズムの推進
- ・スポーツの習慣化の促進と健康増進など



② 観光振興

海辺の魅力づくりのほか、観光誘客イベントおよび海水浴場の本格的な再開に向けて取り組むとともに、鴨川観光プラットフォーム（株）と連携したウィズ・コロナ、ポスト・コロナに対応した観光地づくりと新たな観光コンテンツの開発、市営駐車場の有料化の検討、観光街路灯の整備方針の検討を進めます。

- ・観光誘客イベントおよび海水浴場の再開
- ・新たな観光地づくりと観光コンテンツの開発
- ・市営駐車場の有料化の検討
- ・観光街路灯の整備方針の検討

③ 商工業の振興

中小企業や中小店舗の経営支援、農商工連携による鴨川の知名度の向上とブランド化を推進します。

- ・ 中小企業、中小店舗の経営支援
- ・ 農商工連携による鴨川の知名度の向上とブランド化

④ 農林業の振興

有害鳥獣対策や新規就農者の支援、耕作放棄地の解消、土地改良などによる生産基盤の強化に取り組むとともに、都市農村交流の推進、畜産振興、林道の整備、治山対策の促進、森林環境譲与税を活用した持続可能な森林整備について、継続的に取り組みます。

- ・ 有害鳥獣対策
- ・ 新規就農者支援
- ・ 耕作放棄地の解消
- ・ 生産基盤の強化
- ・ 都市農村交流の推進
- ・ 畜産振興
- ・ 林道の整備
- ・ 治山対策の促進
- ・ 森林環境譲与税を活用した森林整備



⑤ 水産業の振興

県営漁港の整備や市営漁港の維持管理、種苗放流の支援などによる水産資源の保全に努めます。

- ・ 漁港の整備と維持管理
- ・ 種苗放流の支援

⑥ 道路網の整備

災害に強い広域ネットワークの早期形成のため、国・県に対し、地域高規格道路や主要幹線道路の整備を働きかけるとともに、市道貝渚大里線をはじめとする幹線市道や生活道路の整備を計画的に進めます。

- ・ 地域高規格道路や主要幹線道路の整備促進
- ・ 幹線市道の整備
- ・ 生活道路の整備

⑦ 公共交通対策

市民生活に必要な路線バスの維持確保のほか、千葉県および外房線・内房線沿線自治体との連携により鉄道の活性化を図ります。また、地域公共交通計画に基づき、持続可能かつ有効な公共交通網の形成に向け、コミュニティバスの再編に取り組みます。

- ・路線バスの維持確保
- ・鉄道の活性化
- ・コミュニティバスの再編



⑧ 環境衛生

循環型社会の形成や生活環境の保全のため、ゼロカーボンシティの実現を目指し、家庭用蓄電システムや電気自動車などの普及を促進するため、補助制度を拡充するとともに、ごみの減量化に取り組みます。

本市を含む7市町によるごみ処理広域化については、焼却施設の令和9年度操業開始に向け、引き続き事業を推進します。

老朽化が進み、危険な状態にある旧天津小湊清掃センターは、解体撤去工事を実施します。

衛生センターについては、安定的な稼働と円滑な運用を継続するとともに、更新に向けた検討を行います。

- ・住宅用設備等脱炭素化促進事業補助金の拡充
- ・ごみの減量化（プラスチックごみの拠点回収の導入、啓発活動の実施）
- ・クリーンステーション鴨川の運営
- ・広域廃棄物処理事業の推進（木更津市、君津市、富津市、袖ヶ浦市、鴨川市、南房総市、鋸南町の7市町によるごみ処理広域化）
- ・旧天津小湊清掃センターの解体
- ・衛生センターの更新

⑨ 水道事業

安房地域における水道事業の統合に向けた取り組みを推進します。また、統合までの間、健全経営の維持と財政基盤の強化に向けた取り組みを進めるとともに、老朽化した水道管などの更新に努めます。

- ・安房地域における水道事業の統合に向けた取り組みの推進
- ・健全経営の維持と財政基盤の強化
- ・水道管などの更新

(2) まち・ひと・しごと創生の推進

人口減少と高齢化が進行する中、地域力を維持・確保していくための取り組みを進めます。

① 移住・定住の促進

地域おこし協力隊を活用し、情報発信を中心とする取り組みの強化を図ります。また、東京都区部から本市に移住し、起業や就業などを行う方に交付する移住就業支援金を増額するとともに、住宅取得奨励金の交付、ふるさと回帰支援センターでの移住相談、空き家バンク事業などの取り組みを進めます。

- ・情報発信の強化
- ・移住就業支援金の交付
- ・住宅取得奨励金の交付
- ・ふるさと回帰支援センターでの移住相談
- ・空き家バンク事業
- ・空き家などを活用した若い世代の起業、就業の促進策の検討

② 空き家対策

「空家等対策審議会」の審議を通じて、空き家の発生抑制、管理不全な空き家等への対応などの対策を計画的に実施するとともに、空き家の適正管理の必要性や空き家バンク事業などについて理解の促進を図ります。

- ・空き家対策の計画的な実施
- ・空き家の適正管理などの理解の促進

③ 子育て支援

妊娠、出産期からの切れ目のない支援のほか、認定こども園の施設改修、延長保育や一時預かり、病児保育、学童保育への支援、保育士・幼稚園教諭等の処遇改善による人材の確保、医療的ケア児の支援など、安心して子どもを産み、育てられる環境の整備を図ります。

また、児童虐待防止対策、ヤングケアラーの支援などに取り組むほか、第3期子ども・子育て支援事業計画の策定に向けた取り組みを進めます。

- ・ 認定こども園の施設改修
- ・ 保育サービスの提供
- ・ 学童保育への支援
- ・ 処遇改善による人材確保
- ・ 子ども医療費助成
- ・ 医療的ケア児の支援
- ・ 児童虐待防止対策、ヤングケアラーの支援
- ・ 第3期子ども・子育て支援事業計画の策定に向けた取り組み



④ 高齢者・障害者福祉、地域福祉

保健、医療、介護、福祉などをワンストップサービスで提供し、高齢者・障害者が住み慣れた地域でいつまでも安心して暮らしていただけるよう支援します。

地域福祉については、鴨川市社会福祉協議会と連携しながら、福祉団体の育成を図るとともに、老人クラブ、シルバー人材センターの活動を支援します。

- ・ 包括的支援体制の構築
- ・ 福祉団体の育成
- ・ 老人クラブ、シルバー人材センターの支援

⑤ 健康増進

新型コロナウイルスの感染動向に応じ、各種検診や予防接種などを適切かつ安全に実施するとともに、自主的な健康づくり活動を支援します。

- ・ 各種検診や予防接種などの実施
- ・ 自主的な健康づくり活動の支援

⑥ 看護師・介護人材の確保

看護師および介護人材の確保に向け、引き続き修学資金の貸し付けを行うとともに、留学生の受け入れを行う施設を支援します。

- ・ 修学資金の貸し付け
- ・ 留学生の受け入れを行う施設の支援

⑦ 国保病院の充実

経営強化プランに基づく経営改善の取り組みを進めながら、地域医療および地域包括ケアの拠点としてだけでなく、新型コロナ対策の拠点としての役割を担います。

- ・経営改善の推進
- ・地域医療および地域包括ケア、新型コロナ対策の拠点としての運営

(3) 安全・安心なまちづくり

大規模な自然災害や外部からの武力攻撃に備え、市民の生命と財産を守るため、ソフト、ハード両面からの取り組みを強化します。

① 防災情報伝達手段の充実と多様化

防災情報の伝達手段として、防災行政無線、SNS、防災ラジオなどを活用するとともに、その充実と多様化を図ります。

- ・安全・安心メールやLINEなどの活用
- ・防災ラジオの貸し出し
- ・防災行政無線設備の更新

② 地域の防災組織の強化

防災に関する出前講座の開催や地域で行う自主的な防災訓練の支援を行い、地域の防災組織の強化と防災備蓄資機材の充実を引き続き支援するとともに、全ての人に配慮した避難所運営、避難場所の確保などの支援に努めます。

また、避難行動要支援者に対し、必要な支援活動を実施できるよう、対象者名簿を作成・更新するとともに、関係機関との連携を図ります。

- ・自主防災組織の支援
- ・避難所運営、避難場所の確保支援
- ・避難行動要支援者の支援活動

③ 消防団の活性化

少子高齢化や人口減少などの状況を踏まえ、組織の活性化を図るため、団員が活動しやすい環境整備に配慮しながら、コロナ禍で縮小していた消防団活動の本格的な再開に取り組みます。

- ・消防団員が活動しやすい環境整備
- ・消防団活動の本格的な再開



④ インフラの維持と安全の確保

道路網やトンネル、橋梁などのインフラについては、その機能を維持し、安全を確保するため、計画的に補修を行います。

また、住宅・建築物の耐震改修や、がけ地に近接する住宅の移転を促進するとともに、ナラ枯れによる住宅や道路付近の危険木などについては、緊急性や影響度を勘案しながら、継続的に伐採を行います。

前原・横渚地区においては、浸水による被害の低減を図るため、排水路の整備を進めます。

- ・道路やトンネル、橋梁などのインフラの計画的な維持管理
- ・がけ地に近接する危険住宅の移転事業
- ・ナラ枯れによる危険木の伐採
- ・前原・横渚地区の浸水対策

(4) 教育と文化の振興

子どもたち一人ひとりが健やかに成長し、豊かに生きる力を身につけることができる保幼小中一貫教育の推進や文化芸術の振興に取り組みます。

① 学校教育

保幼小中一貫教育を推進するとともに、保護者や地域住民のニーズを学校運営に反映させ、より良い教育の実現を目指すため、学校運営協議会と地域学校協働本部による取り組みを発展させ、地域ぐるみで教育環境の充実に努めていきます。

- ・保幼小中一貫教育の推進
- ・学校運営協議会、地域学校協働本部による取り組みの発展
- ・国際化に対応した人材の育成と国際理解教育の推進
- ・ICT機器を活用した学習の推進
- ・特別支援教育支援員などの活用による子どもたちの学習支援
- ・通学路の安全確保、スクールバスの運行などによる遠距離通学の支援
- ・トイレの洋式化、空調設備の設置
- ・児童・生徒などの感染リスクの低減
- ・部活動の地域移行に向けた検討

② 生涯学習

公民館利用者のニーズに即した公民館活動の充実・活性化を図ります。また、公民館などの再編に向けた利用調整に努めるとともに、利用環境の変化に対応した支援策などを検討します。

また、コロナ禍で中止や縮小を余儀なくされてきた公民館まつりや市民音楽祭などの諸行事、大学との交流事業、青少年海外派遣事業などを再開します。

- ・ 公民館活動の充実・活性化
- ・ 公民館などの再編に向けた利用調整と支援策の検討
- ・ 公民館まつりや市民音楽祭、大学との交流事業、青少年海外派遣事業などの再開

③ 文化の振興

文化活動団体の活動を支援するとともに、文化財保存活用地域計画の作成に向けた作業を進め、本市の重要な文化財や伝統芸能などの活用と保存に努めます。

- ・ 文化活動の支援
- ・ 文化財保存活用地域計画の作成
- ・ 文化財や伝統芸能などの保存

(5) 行財政改革の推進

改定した「強い鴨川づくりに向けた財政等適正化基本方針」に基づく取り組みなどにより、行財政運営の効率化を進めます。

- ・ 「強い鴨川づくりに向けた財政等適正化基本方針」に基づく取り組みの推進（ふるさと納税の推進、使用料・手数料等の見直し、行政事業レビューの活用による事務事業の見直し、補助金等の見直しなど）
- ・ 定員管理の適正化
- ・ 公共施設などの総合的な管理
- ・ マイナンバーカードの普及促進
- ・ 自治体DX（デジタル・トランスフォーメーション）の推進
- ・ 多様な主体との連携・協働

(2) 城西国際大学観光学部の跡地活用の進捗について

1 経緯

これまで、文化・教育・情報の発信地の形成を目指し、太海多目的公益用地（現太海望洋の丘）開発を進め、早稲田大学や城西国際大学をはじめとする教育研究施設の誘致に取り組んできました。

城西国際大学の誘致に当たっては、平成14年から28年にかけて市が用地を無償譲渡するなどし、平成16年4月に安房ラーニングセンター、平成18年4月に城西国際大学観光学部、平成27年9月に安房グローバル・ヴィレッジが順次開設され、安房キャンパスと総称される施設群が形成されてきました。

しかし、大学では、令和4年度から観光学部を東金キャンパスに移転することを令和2年7月に決定し、これに伴って安房キャンパスが閉鎖されました。

市では、早期に安房キャンパス跡地の有効活用による地域活性化を図るため、大学と土地・施設の活用方策を協議しています。また、これと並行して、市が無償譲渡した土地の返還や大学施設の取り扱いなどについても協議しています。

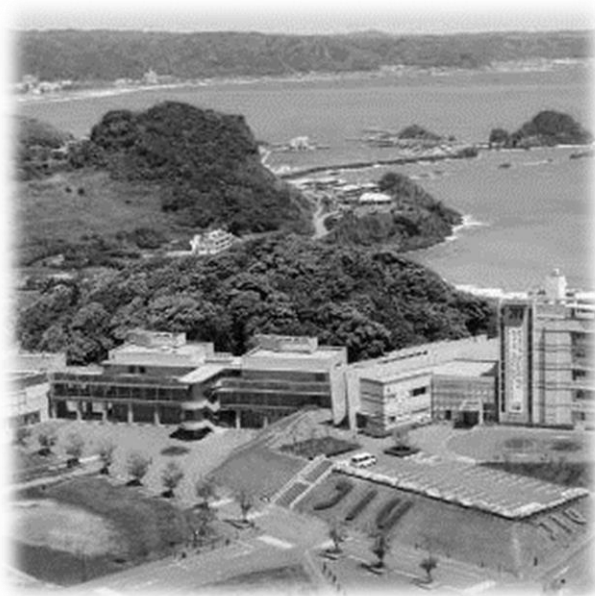
2 大学施設等の概要

(1) 観光学部の概要

- ① 開設 平成18(2006)年4月1日
- ② 学科 観光学科
- ③ 定員 400名
- ④ 在籍者数 347名（令和3年5月1日）

(2) 施設の概要

- ① 城西国際大学 観光学部
地上5階、地下2階、鉄筋コンクリート造
竣工：平成18年3月
- ② 安房ラーニングセンター
地上2階、鉄筋コンクリート造
竣工：平成16年4月
※安房グローバル・ヴィレッジは、地上3階、鉄骨造(平成27年9月竣工)
- ③ 附属施設
観光学部駐車場、フットサルコート、安房ラーニングセンター駐車場、
総合グラウンド



3 土地の無償譲渡の経過

年月	面積	備考
平成14年5月	46,631.89 m ²	安房ラーニングセンター用地
平成17年4月	37,011.00 m ²	安房キャンパス用地
平成18年3月	1,832.02 m ²	//
平成21年3月	7,160.27 m ²	//
平成28年3月	54,216.50 m ²	//
計	146,851.68 m ²	

※面積は、合筆などにより変更されているものもあります。

4 跡地活用に係る基本的な考え方

現状の建物の用途や機能および太海多目的公益用地開発の経緯を踏まえ、教育研究施設用地としての活用を第一義として、利用者および用途を決定できるよう取り組みを進めます。

利用者については、第三者であることを最優先に学校法人城西大学と協議し、募集および決定を行います。

なお、望ましい教育研究施設の誘致が困難な場合には、教育関係に限らず、活用先を検討します。

5 跡地活用に向けた主な取り組み

(1) 跡地等の保全

市と大学では、市が無償譲渡した土地を無償で市に返還することを前提に、次の事項を主な内容とする協定を令和3年1月に締結しています。

- ① 観光学部の移転に伴う諸問題の解決に向け、誠意をもって協議を行うこと
- ② 土地の返還が完了し、市との協議が整うまでの間は、土地・施設を無断で譲渡等しないこと

(2) 千葉県知事による現地視察および意見交換

千葉県の熊谷知事が令和4年4月18日(月)に観光学部跡地を視察し、市長と意見交換を行いました。

市からは、早期に跡地の活用方策を決定できるよう、情報提供などの支援をお願いしました。

知事からは、市と情報共有を密にしながら、県としてもサポートしていくとの言葉をいただきました。

(3) 跡地の活用に係る提案の募集

安房キャンパス跡地の有効活用による地域活性化を図るため、跡地の活用に係る提案を募集しました。

活用にあたっては、市が太海多目的公益用地開発に取り組んできた経緯を踏まえ、教育研究施設が望ましいですが、地域の振興や活性化につながる用途であれば、大学等教育研究施設に限らず、提案等は受け付けました。

① 募集期間 令和4年5月18日(水)～8月1日(月)

② 受付件数 7件

※別に大学が把握する4事業者があり、これら11件の提案の内容は、次のとおりです。

教育関係	9件	インターナショナルスクール	4件
		外国大学日本校	2件
		中高一貫校	1件
		日本語学校および通信制高等学校提携サポート校	1件
		国際高校等	1件
福祉関係	1件	介護サービス付き高齢者住宅	
観光関係	1件	複合グランピング施設と道の駅の設置	

(4) 利活用候補事業者の選定

安房キャンパス跡地および建物・施設・設備等の利活用について、その優先交渉権者の選定を厳正かつ公正に行うため、市と大学とで利活用候補事業者選定審査委員会を設置し、審査等を行っています。

① 審査に当たっての基本コンセプト

- ア 鴨川市のまちづくりの方向性と整合する事業であること
- イ 持続可能なかたちで跡地等の利活用を図ることができるものであること
- ウ 跡地等の一部開放などにより、地域に貢献することが望ましいこと

② 審査の状況

11件の提案について、①の基本コンセプトに関する事項や提案の実現性等を審査した結果、現時点では、教育関係の提案をいただいた2件に絞り込んでいます。

6 今後の対応

選定審査委員会において優先交渉権者の選定作業を進め、その結果を踏まえ、活用先を決定します。

また、本市への跡地の返還に係る諸条件を継続的に協議し、早期返還に向けて取り組みます。

土地の返還や活用方策の具体化に進展が見込まれる段階では、地元の方々をはじめ、市民の皆様に改めて説明し、ご意見等を伺う機会を設けていきます。

(3) (仮称)江見公民館の整備計画(案)について

1 旧江見小学校および旧江見幼稚園の概要

旧江見小学校は、明治7(1874)年に西江見小学校として開校しました。現校舎は、昭和47(1972)年3月に完成しているため、令和5(2023)年3月時点で51年が経過しています。

また、旧江見幼稚園の開園時期は不明ですが、現園舎は、平成2(1990)年2月に完成しているため、令和5(2023)年3月時点で33年が経過しています。

いずれの施設も、人口減少や少子高齢化の進行などにより、曾呂小学校と太海小学校との統合による新たな江見小学校の開校、江見保育園をはじめ曾呂幼稚園・保育園、太海幼稚園・保育園との統合による「江見認定こども園」の開園に伴い、平成27(2015)年3月に閉校および閉園となっています。



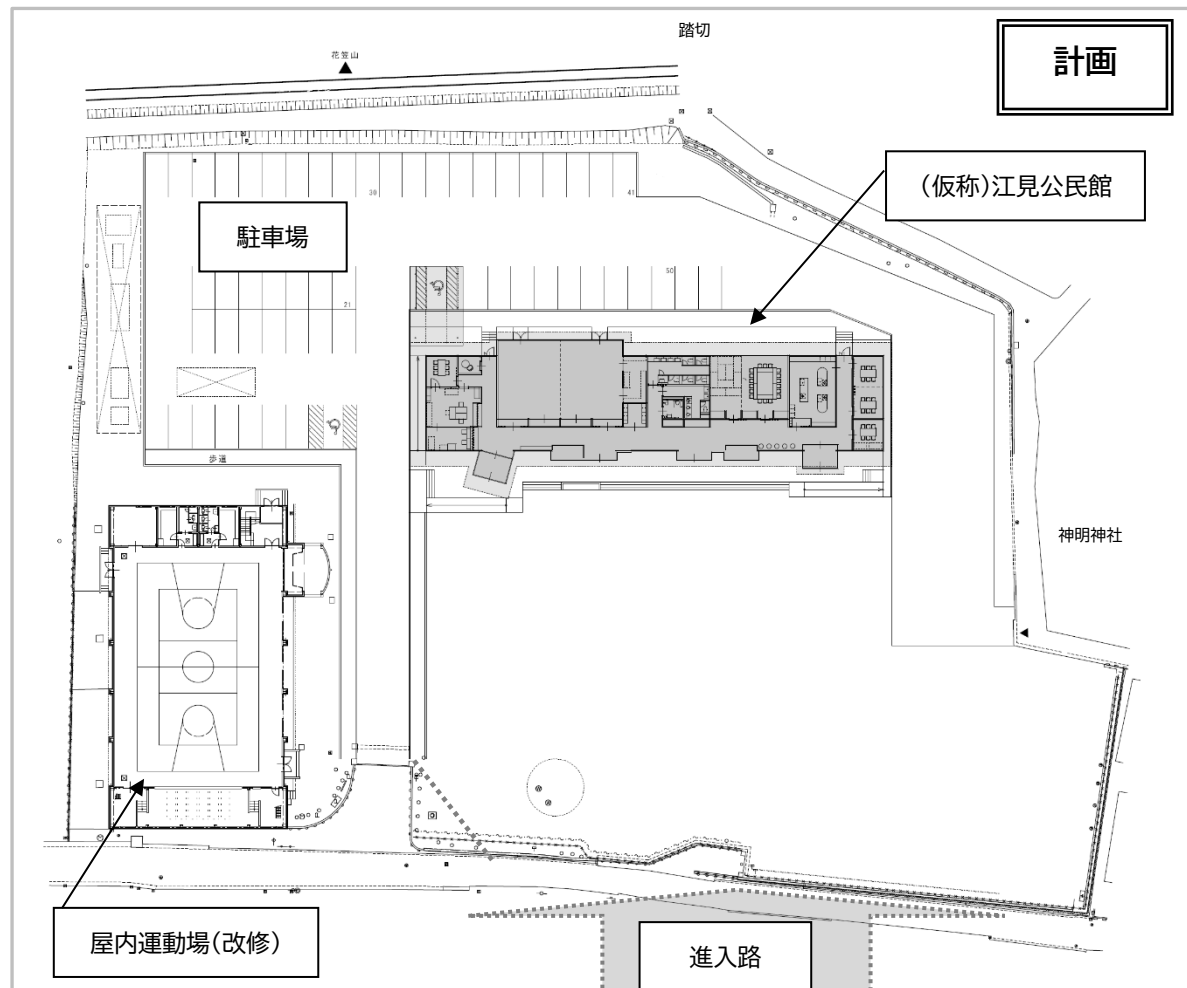
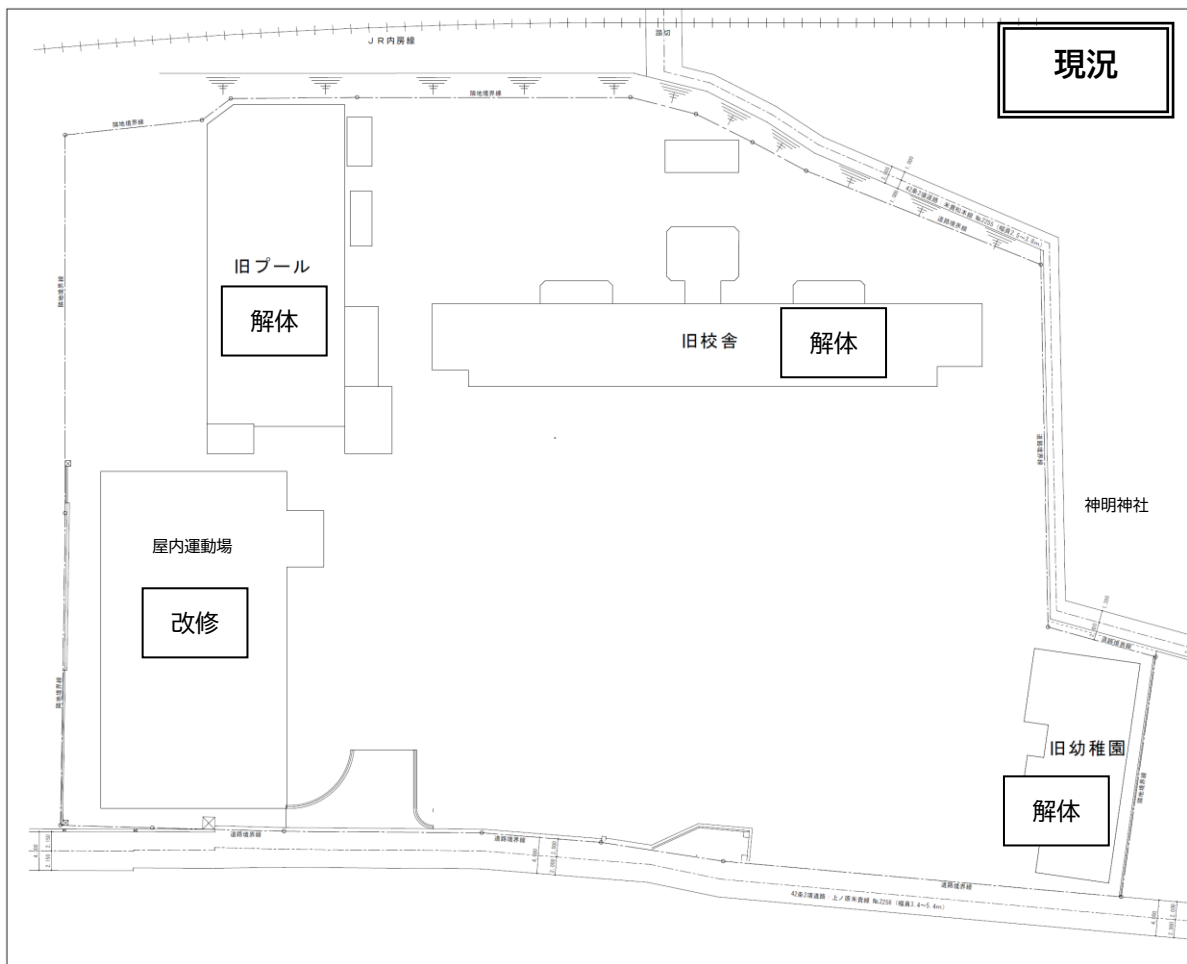
2 旧江見小学校跡地の活用について

このような状況に加え、令和5年2月に策定した鴨川市公民館等再編方針を踏まえ、旧江見小学校跡地について、江見地区の中核となる新たな公民館施設を中心とした拠点として活用することとし、合併特例債の活用を見据え、早期に具体的な施設整備に向けた検討を進めることとして、公民館の定期利用団体の皆様や区長会をはじめとした地域住民の皆様との意見交換会等を開催し、ご意見を伺ってきました。

これらを踏まえ、出張所機能等を併設した(仮称)江見公民館を整備するとともに、屋内運動場は、避難所を兼ねた社会体育施設として必要な改修を行うほか、アスファルト舗装や側溝整備などによる駐車場整備を行い、さらに、その駐車場内を通り抜け、神明神社前の市道に通じる経路を確保していくこととしました。

このほか、現在の進入路が狭隘であることから、県道から直接アクセスできる進入路(市道)の整備を行うこととしました。

施設配置



3 整備スケジュールおよび概算事業費(案)

令和5年度に校舎・プールの解体、令和6年度に公民館の建築、進入路の測量などに着手、令和7年度に幼稚園の取り壊しおよび外構工事、令和8年度に屋内運動場の改修を予定しています。

(1) 整備スケジュール

(単位:千円)

項目	年度・月	令和5年度				令和6年度				令和7年度				令和8年度				令和9年度以降	概算事業費 【見込】 ※9月時点 ()は契約額
		4	7	10	1	4	7	10	1	4	7	10	1	4	7	10	1		
準備業務	測量	→																	(2,215)
	地質調査	→																	(3,725)
校舎・プール 解体工事	設計	→																	(7,370)
	工事+施工監理			→															150,836
公民館 建築工事	基本設計	→																	(11,220)
	実施設計			→															33,550
	工事+施工監理					→													604,000
外構工事	設計			→															6,963
	工事+施工監理									→									93,000
園舎解体 工事	設計					→													1,500
	工事+施工監理									→									16,500
屋内運動場 改修工事	設計									→									11,000
	工事+施工監理													→					154,000
進入路整備	測量調査、設計、 用地補償、登記、 工事+施工監理					→													187,000
合計																			1,282,879

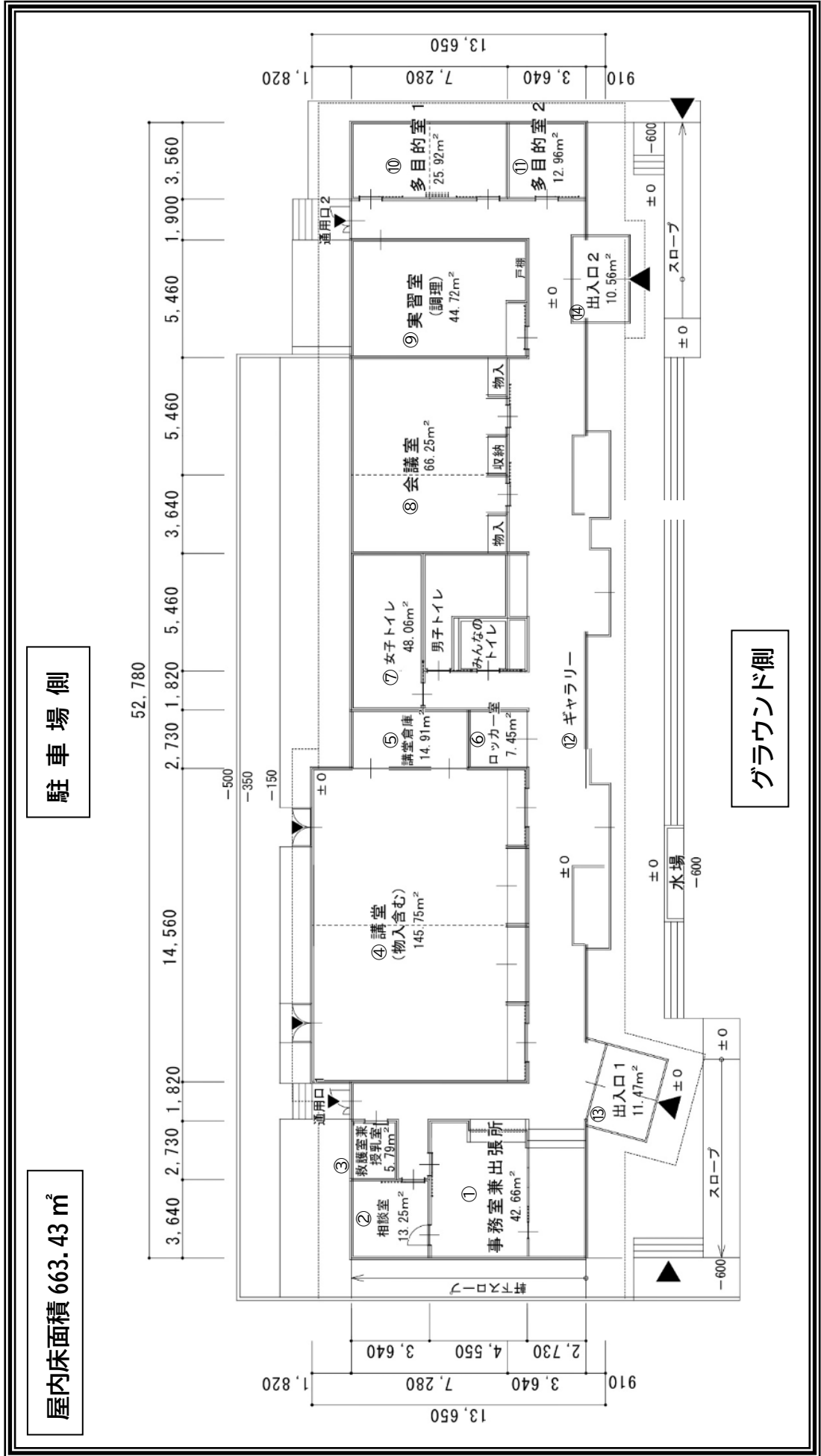
(2) 年度別の概算事業費および財源内訳(案)

(単位:千円)

財源内訳	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度以降	合計
国庫支出金	—	—	—	—	—	—
県支出金	—	—	—	—	—	—
地方債 〔うち合併特例債〕	194,200 〔194,200〕	573,800 〔573,800〕	83,200	148,900	85,800	1,085,900 〔768,000〕
その他 (スポーツ振興くじ助成金)	—	—	—	34,000	—	34,000
一般財源	21,679	42,700	52,300	36,700	9,600	162,979
合計	215,879	616,500	135,500	219,600	95,400	1,282,879
6月時点	198,357	605,500	120,500	341,000		1,265,357
増減	17,522	11,000	15,000	▲121,400	95,400	17,522

4 (仮称) 江見公民館の施設計画

平面図 (案)



施設	面積	備考
①事務室兼出張所	42.66㎡	
②相談室	13.25㎡	・福祉総合相談センター・江見として利用 ・国保病院訪問看護待機所として利用
③救護室兼授乳室	5.79㎡	・簡易ベッドを設置し、体調不良の方の休憩や授乳の際に利用
④講堂	145.75㎡	・パーティションにより2室に分割可能
⑤講堂倉庫	14.91㎡	・可動式演台、机や椅子、畳などの収納スペース
⑥ロッカー室	7.45㎡	・活動団体が荷物置き場として利用
⑦女子トイレ(洋式大便器5)	48.06㎡	
男子トイレ (小便器3、洋式大便器1)		
みんなのトイレ(洋式大便器1)		・オストメイト対応トイレなどを設置
⑧会議室	66.25㎡	・パーティションにより2室に分割可能
⑨実習室(調理台3基)	44.72㎡	・調理台1基につき5人程度の利用が可能
⑩多目的室1	25.92㎡	・パーティションにより2室に分割可能 ・地区社会福祉協議会や市民活動団体などが活動スペースとして利用
⑪多目的室2	12.96㎡	・印刷機などを設置し、作業スペースとして利用
⑫ギャラリー・廊下	213.68㎡	・作品展示や図書スペースとして利用
⑬出入口1	22.03㎡	
⑭出入口2		
合計	663.43㎡	

令和5年台風第13号の

被害に遭われた方にお見舞い申し上げます



令和5年台風第13号により、市内では、土砂災害や河川の増水・氾濫、停電・断水、国県道の通行止め、市道の損壊、農地・林道の崩落、農業施設の被害、漁港・海岸へのごみの漂着など、甚大な被害が発生しました。住居にも床上・床下浸水など多くの被害がありました。市では、罹災証明書の発行や被災住宅の応急修理を行うほか、災害見舞金を支給しています。最新情報はホームページで随時更新していますので、ご確認ください。

生活面でのお困りごと

住宅への台風被害により、生活面においてお悩みや困っていることがある方は、ふれあいセンターの福祉課〔☎（7093）7112〕へご相談ください。

罹災証明書などの発行

対象者	住家、住家以外の不動産、家財などの動産に被害を受けた方
罹災証明書	住家の被害状況について、災害による被害の程度を証明し、被災者支援策の適用の可否、具体的な支援の程度などを判断する資料として幅広く使用されます。
被災届出証明書	住家以外の不動産や家財などの動産が、災害により被害を受けたことについて、その事実を市に届け出たことを証明するものです。保険金の請求などの添付書類として使用される場合があります。
必要なもの	<ul style="list-style-type: none"> ・被害の状況が分かる写真（数枚） ・本人確認書類 ・委任状（本人、世帯員以外の方が申請する場合）
問い合わせ	税務課〔☎（7093）7832〕

証明書手数料の免除

災害などが原因で生活再建のために必要とする各種証明書の交付手数料を免除します。

例：金融機関の緊急融資や家屋の損壊などによる保険金請求、車両などの水没による廃車・登録手続きなど

免除の対象となる証明書	<ul style="list-style-type: none"> ①住民票の写し（住民票記載事項証明書）※広域交付住民票は対象となりません ②印鑑登録証明書 ③戸籍謄（抄）本 ④税に関する証明
必要なもの	<ul style="list-style-type: none"> ・罹災証明書または被災届出証明書 ※原本は返却します ・本人確認書類 ・委任状（本人以外の方が申請する場合）
注意	<ul style="list-style-type: none"> ・罹災証明書または被災届出証明書の交付前に交付した証明書手数料の返金はできません。 ・コンビニ交付のご利用は、手数料が免除できないため、市民生活課または天津小湊支所・各出張所窓口にお越しください。
問い合わせ	<ul style="list-style-type: none"> ①～③ 市民生活課〔☎（7093）7831〕 ④ 税務課〔☎（7093）7832〕

▶ 林道浜荻線



災害見舞金

対象者	市内に住民登録があり、次のいずれかの要件に該当する方 ・住家の半壊以上または床上浸水の被害を受けた方 ・家屋に被害を及ぼす土砂を排除するための経費が生じた方
支給額 (1世帯当たり)	・住家の全壊 10万円 ・住家の半壊 5万円 ・床上浸水 3万円 ・土砂の排除 全額(上限10万円)
注意	被災状況を確認するため職員が調査を行うほか、書類の提出をお願いする場合があります。災害救助法による住宅の応急修理を受けることができる方や県被災者生活再建支援事業による被災者生活再建支援金の支給を受けることができる方などは支給されません。
必要なもの	・被害状況が分かる写真 ・土砂の排除を行った場合は領収書
問い合わせ	福祉課【☎(7093)7112】

農地等災害復旧費補助金

対象者	市内の農地を所有または借り受けて耕作している方および農業関係団体
補助対象事業	被災した農地などを被災前と同等の機能に復旧する事業
補助対象経費	補助対象事業の全部または一部を業者などに委託して実施した場合の委託料、または自ら実施した場合の人件費、建設機械の使用に必要な経費、資材などの購入費
補助額	補助対象経費の実支出額の合計額 ・農地1区画、農業用施設の被害箇所1カ所につき上限10万円
必要なもの	・被災した農地などの位置図 ・復旧完了後の農地などの写真 ・支払いを確認できる書類
申し込み・問い合わせ	令和6年3月25日(月)までに農林水産課【☎(7093)7834】

千葉県被災者生活再建支援制度

対象者 ※市内居住者に限る	住家が全壊するなど生活基盤に著しい被害を受けた以下の世帯 ①全壊世帯(損害割合50%以上) ②大規模半壊世帯(損害割合40%以上50%未満) ③半壊等解体世帯 ④中規模半壊世帯(損害割合30%以上40%未満)												
支給額 (1世帯当たり) ※世帯人数が1人の場合、4分の3の額になります	1 住宅被害支援金 ①③100万円 ②50万円 2 住宅再建支援金												
	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>建設・購入</th> <th>補修</th> <th>賃貸</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>①②③</td> <td>200万円</td> <td>100万円</td> <td>50万円</td> </tr> <tr> <td>④</td> <td>100万円</td> <td>50万円</td> <td>25万円</td> </tr> </tbody> </table>		建設・購入	補修	賃貸	①②③	200万円	100万円	50万円	④	100万円	50万円	25万円
	建設・購入	補修	賃貸										
①②③	200万円	100万円	50万円										
④	100万円	50万円	25万円										
必要なもの	・被災者生活再建支援金支給申請書 ・住民票 ・罹災証明書 ・預金通帳の写し など												
問い合わせ	福祉課【☎(7093)7112】												

被災住宅の応急修理

被災した住宅について、災害救助法に基づき、居室や台所、トイレなど日常生活に欠くことのできない部分の応急的な修理を実施します。被災者が市に申し込み、申し込みを受けた市が修理業者に依頼して、費用の限度額内で実施するもので、被災者に費用が支給されるものではありません。

対象者	「大規模半壊」の住家被害を受けた方、または「中規模半壊」「半壊」「準半壊」の住家被害を受け、自らの資力では応急修理できない方 など
費用の限度額 (1世帯当たり)	・大規模半壊、中規模半壊、半壊 70万6,000円 ・準半壊 34万3,000円 ※限度額を超過した分は自己負担
必要なもの	・罹災証明書 ・被害状況が分かる写真 ・修理見積書
問い合わせ	都市建設課【☎(7093)7835】

事前質疑応答一覧

事前にいただいたご質問やご要望と、それに対する市の回答をとりまとめたものです。

①	【主基地区投票所の閉鎖について】
質問等 (要旨)	<p>主基地区投票所を閉鎖して、長狭学園に吉尾地区と統合されるという話を耳にした。現在の投票所は、以前の体育館は雨漏りするという緊急避難的な事として、手狭な旧幼稚園舎を使用していると理解していた。市内の投票所は、投票の利便性を図るという理由から、旧小学校区に複数の投票所がある地区は多数ある。今回の主基地区投票所の閉鎖の提案はどのような理由で、どこの部署から出されたものか、責任の所在を含め明確に答えてほしい。ますます高齢化が進み足腰が弱くなり、投票所に足を運ぶことが困難になる人の急増は確実。民主主義の根幹である選挙、投票行動を保障するための基本的な考え方、投票所の配置方針、配置計画、支援措置等について、将来をどのように考えているか。今回のように住民を無視したような行政を進めないことも約束してほしい。</p>
市の回答 (要旨)	<p>(選挙管理委員会)</p> <p>旧主基小学校の体育館から現在使用している旧主基幼稚園に投票所を変更したことについては、緊急避難的ではなく、電気設備関係の不備が主な理由です。また、現在使用している旧主基幼稚園については、施設の老朽化をはじめ投票管理者や投票立会人、事務従事者から「トイレが使用できず、代わりに公民館のトイレを使用するなど不便である」との意見をいただいたことから、見直しの検討をさせていただきました。</p> <p>選挙管理委員会としては、主基地区内で投票所を1カ所設ける方針ではありましたが、投票所として支障のない新たな施設を選定することができなかつたため、暫定的な案として吉尾地区の「長狭学園体育館」とし、どこかほかに良い施設はないか区長にご意見を伺っておりました。主基地区から投票所をなくす方針を示したものではありませんが、結果的に、地域の皆様の誤解を招いたかたちとなってしまったことについてお詫び申し上げます。</p> <p>今後の投票所のあり方については、投票区の数や有権者などに関する地域間、投票区間の不均衡を緩和し、投票環境の公平性の確保や効率的な選挙事務の執行を図ることを目的とし、地勢や投票所施設の立地、有権者の利便性を考慮し、地域の皆様からのご意見を参考に、再度検討させていただきます。今後も、市民のご意見を参考に選挙事務に努めてまいります。</p>
②	【江見内遠野のカーブミラーの再設置について】
質問等 (要旨)	<p>県道 272 号線（江見内遠野）の畑にあったカーブミラーが撤去された。この付近はスクールバス専用のバス停もあり、道路もこのカーブミラーのあった場所が不自然に狭くなっているようで、カーブミラーの未設置は大変危険を感じる。安全対策として鴨川市としては再設置の考えがあるのか、またこれが千葉県業務に属するものならば、鴨川市として再設置を要望してもらえるのか。</p>

<p>市の回答 (要旨)</p>	<p>県道 272 号線（一般県道西江見停車場線）は千葉県が管理している道路であるため、鴨川市都市建設課から千葉県安房土木事務所鴨川出張所へ問い合わせをしたところ、当該箇所のカーブミラーが撤去された事について把握されておりました。江見地区の南二区区長からカーブミラーの設置に係る要望書が市に提出されましたので、道路管理者である千葉県に要望書を進達してまいります。</p>
<p>③ 【台風被害の今後の対応、および県道歩道工事の進捗について】</p>	
<p>質問等 (要旨)</p>	<p>①大雨被害に係る検証と今後の対応について 9月8日に発生した台風第13号の影響で、特に天津地区の各所で被害が発生した。主に千葉県対応の案件だが、一番困るのは鴨川市民であるので、今回の被害の検証と今後の対策について、県当局（出先・安房土木事務所）に対し厳しい姿勢で抗議し、特に国道128号（天津バイパス・各トンネル）の通行止め、二級河川二夕間川・袋倉川の浸水について、県へ回答を要求してほしい。</p> <p>②県道市原天津小湊線歩道工事について 県対応の案件であるが、県道市原天津小湊線（東大演習林事務所入口部・竜ヶ尾橋前後）の歩道工事の進捗および完成予定について、県に確認の上、回答をお願いしたい。計画から30年以上経ち、小・中学校の通学路となっており、以前から極めて危険な箇所となっている。地元説明会后5年以上になるが、途中説明もなく、市民として一刻も早い完成を望む。</p>
<p>市の回答 (要旨)</p>	<p>①9月8日、台風第13号に伴う大雨が発生し、国道128号の天津バイパスが土砂流出により通行止めとなり、迂回路となった国道128号の旧道も、袋倉川の氾濫や浜菰地内の薬師堂バス停付近の倒木により通行規制が行われるなど、車両通行に大きな影響を与えることとなりました。天津バイパスにおいては、昨年4月下旬にも龍ヶ尾トンネル先の法面崩落により1週間程度の通行止が発生し、通行に大きな影響を与えたところでもあります。国道128号天津バイパスについては、地域の主要幹線道路であるとともに、緊急輸送道路に位置付けられており、災害時の救命救急、支援物資輸送等を行うための重要路線であることから、災害に強い路線整備を千葉県に対し要望してまいります。</p> <p>また、二級河川二夕間川および袋倉川の浸水対策につきましては、千葉県に対し被害の検証を依頼するとともに、令和元年に続き、今回も特に浸水被害の大きかった袋倉川流域におきましては、早急な氾濫被害防止対策を進めるよう、千葉県に対し緊急要望を行ってまいります。</p> <p>②千葉県が事業を進めております、主要地方道市原天津小湊線の龍ヶ尾地区の歩道整備事業は、平成29年に地元説明を実施し、これまでに測量、設計、用地交渉等を進めてきており、今年度から側道橋の工事に着手するとのことです。通学児童、生徒の安全を確保するため、十分な予算の確保と早期整備について、千葉県に対し要望してまいります。</p>